平成26年度「宇治田原町特定事業主行動計画」実施状況報告

I 目的

平成22年度に策定した宇治田原町特定事業主行動計画(後期)について、平成22年度から平成26年度の実施状況をフォローし、行動計画に定めた取組の着実な実施に役立てるため、報告するものである。

Ⅱ具体的な内容

- 1 職員の勤務環境に関するもの
- (1) 妊娠中及び出産後における配慮

_(1) 妊娠十次0日注及1000 0日息	
① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。	平成22年度 対象者2名 取得者2名 平成23年度 対象者1名 取得者1名 平成24年度 対象者3名 取得者3名 平成25年度 対象者1名 取得者1名 平成26年度 対象者3名 取得者3名 取得率100%
② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。	京都府市町村職員共済組合より出産したときの給付制度あり 京都府市町村職員共済組合発行の「共済きょうと」を職員に配布するとともに、共済組合HPの紹介を行っている。
③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。	時間外勤務を原則命じないこととし、管理職員及 び周囲の職員も配慮している。
④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。	本人の希望の有無に関わらず、時間外勤務を原則 命じないこととしている。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

① 父親が子どもの出生時に2日間の休暇を取得	職員の妻の出産
できるよう努める。	平成22年度 対象者5名 取得者5名
	平成23年度 対象者5名 取得者5名
	平成24年度 対象者4名 取得者4名
	平成25年度 対象者5名 取得者5名
	平成26年度 対象者7名 取得者5名
_	取得率92.3%
	特別休暇については、周知徹底を図っているもの
年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。	の、2名の未取得者により取得率が92.3%と
	なった。
③ 妻の出産後8週間以内の期間に父親が積極的	年次有給休暇取得促進に関する職員通知を実施
に年次休暇を取得することを促進する。	し、取得促進を図っている。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等の周知

① 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業に関する資料を通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。	が、制度については確立されており、周知は図ら
② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。	人事担当課において、個別に制度・手続について の説明を実施している。

育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

育児休業の取得の申出があった場合、事例ご とに当該課において業務分担の見直しを行う。

本人の受け持つ業務の事務引継書を作成し、仕事 の整理や引継を行っている。

所属長は、取得する職員と、その周囲の職員両方 に配慮し、職場の雰囲気づくりや体制整備に努め ている。

育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、休業期間中の広人事担当課より、通達等の送付を行っている。 報紙や通達等の送付等を行う。

育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

課内の人員配置等によって、育児休業中の職は限内の人員配置等によって、育児休業中の職員の 員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的

業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用 任用制度の活用を行う。

制度の活用を行っている。

育児短時間勤務の請求があった場合に、任期|育児短時間勤務制度の周知に努めている。 付短時間勤務職員の任用制度や2人で1つの職を 占める並立任用制度の活用を図る。

その他

場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮し て勤務時間を割り振る。

① 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職 保育所においては、シフトにより時差出勤が実施 されているが、シフトの組み方等について、配慮 して勤務時間を割り振っている。

② 妊娠中の職員のための通勤用駐車場の確保に 配慮する。

妊娠中の職員のための通勤用駐車場の確保に配慮 している。

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の 取得率を、男性10%女性80%とする。

男性 0% 女性100%

女性の80%は達成できたが、男性の10%は達 成できなかった。

(4)時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる 時間外勤務縮減に関する職員通知を実施してい 職員の時間外勤務の制限をするよう努める。

る。

一斉定時退庁日等の実施

定時退庁日を設定し、庁内放送及び電子掲示|原則、毎週水曜日をノー残業デーとし、夏季節電 板等による啓発を行うとともに、管理職員による 定時退庁の率先垂範を行う。

対策として7・9月は毎週月曜日と水曜日、8月 には毎日をノー残業デーとして実施している。 時間外勤務縮減に関する職員通知を実施してい

② 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施徹 底を図る。

毎週水曜日をノー残業デーとし、庁内巡回を実施 している。

定時退庁ができない職員が多い課を総務課が 把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

各課の時間外勤務時間を算出し、職員に通知する とともに、管理職員への指導を実施している。

ウ 事務の簡素合理化の推進

新たに事業等を実施する場合には、目的、効事務事業評価を実施し、有効性・効率性、公平性 止できるものは廃止する。

果、必要性等について十分検討の上実施し、併せの観点から前例にとらわれない見直しを実施して、既存の事業等との関係を整理し、代替的に廃いる。

組織改革により課等の統合を行い、事務の見直し を実施している。

② 会議・打合せについては、極力電子メール、 電子掲示板を活用する。

会議・打合せ、職員通知等についても、電子掲示 板を活用している。

エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

時間外勤務の上限の目安時間を年間360時 年間360時間超の時間外勤務を行った職員が、 間とし、時間外勤務縮減のために時間外勤務命令 者の管理職に注意喚起を行う。

平成22年度3名、平成23年度1名、平成24 年度3名、平成25年度6名、平成26年度4名 となっている。管理職に注意喚起を行っている。

② 課ごとの時間外勤務の状況を、総務課で把握 各課の時間外勤務時間を算出し、職員に通知する できるようにし、時間外勤務の多い職場の管理職 からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行 う。

とともに、管理職への注意喚起を行っている。 年間時間外勤務時間

平成22年度 8,976時間 平成23年度 8,076時間 平成24年度 12,037時間

平成25年度 12,090時間 平成26年度 13,924時間

※平成24~26年度については、災害対応や基 幹システム更新等により時間外勤務が増加してい

その他

職員に対する健康診断の実施等健康面におけ る配慮を充実させる。

職員の健康を確保するため、定期健康診断、その 他健康管理上必要と認める健康診断を実施してい る。

に定める上限目安時間の360時間を最終目標 達成できなかった。 として達成に努める。

以上のような取組を通じて、各職員の1年 年間の時間外勤務時間数360時間を超える職員 間の時間外勤務時間数について、人事院指針等が、増加傾向にあり、上限目安時間360時間を

(5)休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

2 中の内臓の取りの危煙	
① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。	年次休暇取得日数 平成22年 7.3日 平成23年 6.8日 平成24年 8.1日 平成25年 8.7日 平成26年 8.2日 取得目標日数を10日に設定しており、達成して いないが、人員削減・業務増の進む中、着実に取 得日数は増加している。
② 総務課から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。	年次有給休暇取得促進に関する職員通知を実施し ている。
③ 管理職に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。	各課の年次有給休暇取得状況を、職員に通知する とともに、管理職への指導を実施している。
④ 総務課による取得状況の確認を行い、取得率が低い課の管理職からヒアリングを行った上で、 取得促進を図る。	各課の年次有給休暇取得状況を、職員に通知する とともに、管理職への指導を実施している。
⑤ 各課において、計画的な年次休暇の取得促進を図る。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、取得促進を図っている。

イ 連続休暇等の取得の促進

① 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、取得促進を図っている。
② 子どもの予防接種等実施日や授業参観日等における年次休暇の取得促進を図る。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、取得促進を図っている。
③ 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、取得促進を図っている。

④ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、取得促進を図っている。
⑤ ゴールデン·ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。	年次有給休暇取得促進等に関する職員通知を実施 し、会議等の自粛を行っている。

以上のような取組を通じて、職員1人当た ▼成22年 平均取得日数7.3日 りの年次休暇取得10日間以上の達成に努め る。

平成26年 平均取得日数8.2日となり、1日増 となったものの、目標の10日を達成することが できなかった。

子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知すると 子どもの看護休暇等の特別休暇については、既に ともにその取得を希望する職員に対して、10周知できており、その取得を希望する職員に対し 〇%取得できる雰囲気の醸成を図る。 て、100%取得できている。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

① セクシャルハラスメント防止等に関する規則 服務規律の確保及び綱紀の保持に関する職員通知 を遵守し、服務規律の確保及び綱紀の保持の徹底 を実施し、徹底を図っている。 を図る。 男女共同参画等の取組を通じて意識啓発を図見女共同参画等の取組を通じて意識啓発を図って

いる。

その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

る。

子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよ 母子保健講座等における保育ルームの開設等の取 う、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフ 組を行っている。 リーの取組を推進する。 窓口アンケートによる業務への意見反映を行って いる。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

子どもが地域活動に参加できるよう努める。 学社連携推進事業、子ども会活動による地域事業 への参加を実施している。 子どもが参加する学習会等の行事において、 専門的学習における職員講師の派遣(教育・体 職員等が専門分野を活かした指導教育を実施す 育・環境分野)を実施している。 る。

子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

交通事故予防について綱紀粛正通知による呼 各学校において、交通安全啓発チラシを配布して びかけを実施する。 いる。

安全で安心して子どもが育てられる環境の整備

○ 子どもを安全な環境で安心して育てることが

子どもの安全な通学を見守るため、毎月1回「交 できるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少 通安全の日」推進街頭啓発活動を実施し、職員の 年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積 積極的な参加を図っている。 極的な参加を図る。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

○ 職員のレクリェーション活動の実施に当って|職員のレクリェーション活動については、子ども は、子どもを含めた家族全員が参加できるよう努力を含めた家族全員が参加できるよう努めている。 める。